

事前評価調書

I 事業概要																																		
事業名	交通安全対策事業（歩道及び自転車歩行者道設置事業）																																	
地区名	一般県道 <small>ひがしおおみおかざき</small> 東大見岡崎線																																	
事業箇所	おかざきしよなごうちょう 岡崎市米河内町																																	
事業のあらまし	<p>一般県道東大見岡崎線は、岡崎市北部の山間部を東西に横断する道路で、岡崎市（旧額田町）と豊田市境で開発が進められているトヨタ自動車新研究開発施設のアクセス道路としての機能を担う路線であり、大幅な交通の増加が見込まれる。</p> <p>当該区間は、歩道がない状態にあるうえ、常磐東小学校の通学路となっており、歩行者は常に危険な状況を通行している。このため、早急に歩道の整備を進め、安全な歩行空間の確保を図るものである。</p>																																	
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>① 危険通学路の解消 ② 歩行者等の安全性の確保</p> <p>【副次目標】</p> <p>—</p>																																	
事業費	事業費		内訳																															
	1.60 億円		☑工事費 0.73 億円、☑用補費 0.50 億円、☑その他 0.37 億円																															
事業期間	採択予定年度	2020 年度	着工予定年度	2022 年度	完成予定年度	2023 年度																												
事業内容	歩道設置 延長 L=150m																																	
II 評価																																		
①事業の必要性	1) 必要性	・通学路に指定されているにも関わらず歩道が設置されていないため、歩行者の安全な通行空間が確保されていない。																																
	判定	A	A： 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B： 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。																															
		【理由】 歩行者の安全確保のために歩道設置が必要である。																																
③事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>2020</th> <th>2021</th> <th>2022</th> <th>2023</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">工種区分</td> <td>調査・設計</td> <td colspan="2">←————→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>用地補償</td> <td></td> <td colspan="2">←————→</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2">←————→</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費（億円）</td> <td colspan="4">1.6</td> </tr> </tbody> </table>							2020	2021	2022	2023	工種区分	調査・設計	←————→				用地補償		←————→			工事			←————→		事業費（億円）		1.6			
			2020	2021	2022	2023																												
	工種区分	調査・設計	←————→																															
		用地補償		←————→																														
工事				←————→																														
事業費（億円）		1.6																																
2) 地元の合意形成	地元からの歩道設置の要望の声が強く、地元との合意形成は図られている。																																	
判定	A	A： 事業計画の実効性が期待できる。 B： 事業計画の実効性が期待できない。																																
		【理由】 円滑な事業執行環境が整っており、事業の実効性は高いため。																																

Ⅲ 対応方針

事業実施が 妥当である	事業実施が妥当である。：上記①～④の評価ですべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。
----------------	---

Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容

対象（事業完了後5年目） 対象外
【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】
【主な評価内容】
実施前後の歩行者等の安全性の変化